

企業版ふるさと納税をご活用ください

# しんぐうっと繋る企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税を活用して  
新宮町の大雨災害復旧にご支援をお願いします

新宮町は

令和7年8月9日からの低気圧と前線に伴う大雨により  
記録的短時間大雨情報・大雨警報・土砂災害警戒情報・洪水警報が相次いで発令され  
町内各所で道路冠水や水路損壊、家屋の浸水被害に見舞われました。

特に、新宮中央浄化センター（アクア新宮）では  
接続する下水道管に短時間で大量の雨水が流入し  
地下処理施設が水没したため稼働不能となり  
汚水処理ができない状態となりました。

これに伴って町民、町内事業者各位に対して  
下水道の使用制限へのご理解とご協力をお願いしています。

また、町内の多くの箇所で土砂災害が発生し  
町民の生命や財産を脅かすとともに  
崩落した道路で交通が阻害されています。

災害復旧には多くの支援が必要とされるため  
「企業版ふるさと納税」の寄附を受け付けております。  
企業の皆様の温かいご支援を賜りますよう  
心よりお願い申し上げます。

新宮町長 桐島 光昭

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクト  
に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除  
（寄附額の6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。



## 《お問い合わせ》

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1 新宮町役場 政策経営課

TEL : 092-962-0230 Mail : kikaku@town.shingu.fukuoka.jp

HP : <https://www.town.shingu.fukuoka.jp>

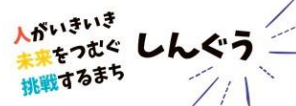


寄附に関する手続き  
についてはこちら  
（新宮町公式HP）



# 福岡県新宮町

## 新宮町まち・ひと・しごと創生推進事業



### 地域にしごとをつくり安心して働けるようにし、 これを支える人材を育て活かす事業

地域産業の育成・活性化により、町内に雇用を創出し、町外からの新たな人の流れを生み出すことで、「しごと」と「ひと」の好循環を創り、持続可能な「まち」の活性化を図る事業

#### 【具体的な事業】

- ・地域経済を牽引する企業誘致・育成に資する取組
- ・中小・個人事業主の生産性向上に資する取組
- ・創業や事業承継による地域産業の活性化に資する取組
- ・農業の振興、農商工連携等に資する取組
- ・水産業の振興、農商工連携等に資する取組 等

### 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、 誰もが活躍できる地域社会をつくる事業

結婚を前提とした出産や子育てに対する制度を見直し、若い世代の経済的安定を図るとともに、妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援や子ども・子育て支援の充実を図る事業

#### 【具体的な事業】

- ・結婚に資する取組
- ・健やかな子育て支援に資する取組
- ・子育て支援に資する取組
- ・義務教育期間の子育て支援に資する取組
- ・男女、多文化な人材がともに参画し支え合う環境づくりに資する取組 等

### 地域への新しいひとの流れをつくる事業

地域ごとに異なる課題に対応するため、それぞれの特性を踏まえた施策を進める事業

#### 【具体的な事業】

- ・将来的なU/Iターンや地元の就業の促進に資する取組
- ・関係人口づくりや、地方創生を担う人材、組織の確保に資する取組
- ・町内の人口減少地域（相島を除く）での定住促進や環境整備に資する取組
- ・相島における定住促進や環境整備に資する取組
- ・観光振興に資する取組 等

### 時代に合った地域をつくり、安全なくらしを 守るとともに、地域と地域を連携させる事業

各地域の実情に即した新しいコミュニティづくりを進めていくとともに、人口減少が進む地域においては、地域振興策の推進により、地域の魅力を高めていくことで、町民が将来にわたって安全・安心で豊かな生活を営むことができる町を構築していく事業

#### 【具体的な事業】

- ・高齢者の就労や活動参画等生涯活躍に資する取組
- ・スポーツ等の健康まちづくりに資する取組
- ・**防災・防犯等の安心して暮らせるまちづくりに資する取組**
- ・地域コミュニティの維持や、まちづくり活動の活性化に資する取組
- ・自然環境の保全やSDGs等の持続可能な社会づくりに資する取組
- ・地域交通等のインフラの維持や最適化に資する取組 等

・法人関係税の税額が**軽減・控除**されます

### 最大 9 割

軽減効果

約 3 割

損金算入

税額控除

最大 6 割

法人関係税

実質  
負担  
額  
最小  
1割

寄附額の約 9 割が  
軽減・控除されます。

法人住民税：寄附額の最大4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)  
法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし寄附額の1割が限度。(法人税額の5%が上限)  
法人事業税：寄附額の最大2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)



企業版ふるさと納税の  
制度詳細はこちら  
(内閣府HP)

### 制度活用にあたっての留意事項

- ・青色申告書を提出している法人のみ対象
- ・一回当たり10万円以上の寄附が対象
- ・本社が所在する自治体への寄附については本制度の対象外
- ・寄附を行うことに代償として経済的利益を受け取ることは禁止

※この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所」を指します。

例：新宮町に本社が所在する場合は、福岡県と新宮町への寄附は本制度の対象外となります

寄附をいただいた企業につきましては、新宮町公式HPで紹介させていただきます。  
地域貢献・SDGsに関連した企業PRや新宮町とのパートナーシップ構築にぜひご活用ください。